



宮 崎 県 公 報

令和元年8月1日(木曜日) 第26号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始……………(“) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定……………(“) 2	
公 告	
○地区及び簿冊の認証(2件)……………(農村計画課) 2	
○宅地建物取引業法に基づく事務所の所在地を 知できない宅地建物取引業者の公告……………(建築住宅課) 2	
○落札者等の公告……………3	

病院局公告	
○落札者等の公告……………3	
人事委員会規則	
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を 改正する規則……………3	
○職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員 会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一 部を改正する規則……………3	
人事委員会公告	
○令和元年度障がい者を対象とする宮崎県職員採 用選考試験の実施……………4	
正 誤	
○平成31年2月28日付け県公報(第3076号)中……………4	

告 示

宮崎県告示第208号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字星倉字本丸東平6037(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第209号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	448号	串間市大字都井字毛久保5375番1地先から同市同大字同字5374番1地先まで	旧	30.2~38.5	25.5
				新	30.2~48.8	25.5

宮崎県告示第210号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	児湯郡木城町大字高城字岸立4245番1地先から同郡同町同大字同字4245番1地先まで	旧	35.2~38.1	22.1
				新	43.9~45.5	22.1

宮崎県告示第211号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字北唐木戸7266番5から同郡同町同大字同字7266番5まで	旧	13.9~18.5	12.7
				新	18.5~25.1	12.7

宮崎県告示第212号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年8月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字堂尻5777番1地先から同郡同村同大字字矢村5956番1地先まで	令和元年8月1日

宮崎県告示第213号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年8月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	448号	串間市大字都井字毛久保5375番1地先から同市同大字同字5374番1地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日
令和元年8月16日

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成27年9月1日から平成31年3月11日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市清武町の一部
- 4 認証年月日
令和元年7月22日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年7月1日から平成30年1月25日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北浦町三川内の一部
- 4 認証年月日
令和元年7月22日

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により、事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者について、当該宅地建物取引業者の免許証番号、商号、代表者氏名等を公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免許証番号 宮崎県知事(1)第4810号

- 2 商 号 株式会社グッドスイッチ
3 代表者氏名 山崎 博登
4 主たる事務所の所在地 宮崎市錦町2番5号
5 免許年月日 平成28年10月7日

落札者等の公告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年8月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 落札に係る特定役務の件名
宮崎県防災情報共有システム構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部危機管理局危機管理課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
南日本ネットワーク・ファルコン共同企業体 宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
69,069,000円
- 6 総合評価一般競争入札の公告を行った日

平成31年4月25日

病院局公告**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年8月1日

宮崎県立宮崎病院長 菊池 郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
人工心肺装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州メディカルサービス(株)宮崎営業所
宮崎市大坪西2丁目1番39号
- 5 落札金額
64,584,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和元年6月17日

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月1日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第2号**職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第6号(別紙)、様式第7号、様式第8号の2から様式第14号まで及び様式第15号の2から様式第19号の3まで中「(日本工業規格A列4)」を削る。

様式第20号(その1)及び様式第20号(その2)中「5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

様式第21号(その1)から様式第21号(その4)まで中「4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

様式第22号(その1)中「3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

様式第22号(その2)中「4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

様式第23号中「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

様式第24号(その1)及び様式第24号(その2)中「4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月1日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第3号**職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則**

職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則(平成22年宮崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「備考1」を「備考」に改め、「2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

様式第5号から様式第7号まで中「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

人事委員会公告

令和元年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和元年8月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

正 誤

平成31年2月28日付け県公報(第3076号)中

ページ	段	行	誤	正
1	左	29 ～ 30	(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。 宮崎県えびの市 (次の図に示す部分に限る。)	(1) 主伐に係る伐採種を定めない。
1	左	31 ～ 32	(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
1	左	33	(3)	(2)
1	左	36	(4)	(3)